

# 非紹介患者初診加算料について

当院では、平成 20 年 4 月 1 日から、健康保険法等の規定に基づき、他の医療機関等からの紹介状をお持ちにならずに来院された初診の患者様については、従来の医療費に加えて次の加算料を御負担いただくこととなりました。

非紹介患者初診加算料

750円

これは、当院のような大きな病院と患者様の身近にある地域の病院や診療所等（かかりつけ医）との役割分担を推進することにより、皆様により良質な医療を効率的に提供するために導入されるものです。

なお、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合は、御負担いただく必要はありません。

緊急やむを得ない事情とは以下のとおりです。

救急車で緊急搬送された方

国の各種公費負担医療制度の受給対象者

県・市町村の各種公費負担医療制度のうち、制度の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼している制度の受給対象者

詳しくは、富士吉田市立病院 医事課までおたずねください。

皆様方の御理解を賜りますようお願いいたします。

## かかりつけ医を持ちましょう！

「かかりつけ医」を持っておくと、これまでの病歴や何の薬を飲んでいるかなど、患者様の身体のことをよくわかっていますので、いざという時に適切な診断をしてもらえますし、さらに高度で専門的な検査や治療が必要と判断されれば、当院などの大きな病院を紹介してもらえます。

いつでも気軽に受診できる「かかりつけ医」を持っておくと、体に不調を感じた場合は、まずは「かかりつけ医」に御相談ください。

富士吉田市立病院